

放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果

埼玉県福祉部こども支援課
令和 7 年 1 月 調 査

埼玉県では、平成 27 年 3 月に策定した「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」において、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表することとしています。

このたび、令和 6 年度の調査結果を集計しましたので、以下のとおりお知らせします。

※ 数値は設備及び運営の状況調査表集計結果、及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」（こども家庭庁調査。令和 4 年度以前は厚生労働省実施。以下「実施状況調査」）から。調査日は令和 6 年 5 月 1 日現在。

※ 割合については、原則、四捨五入としていることから、合計が 100.0%とならない場合があります。

1 基礎データ（実施状況調査より）

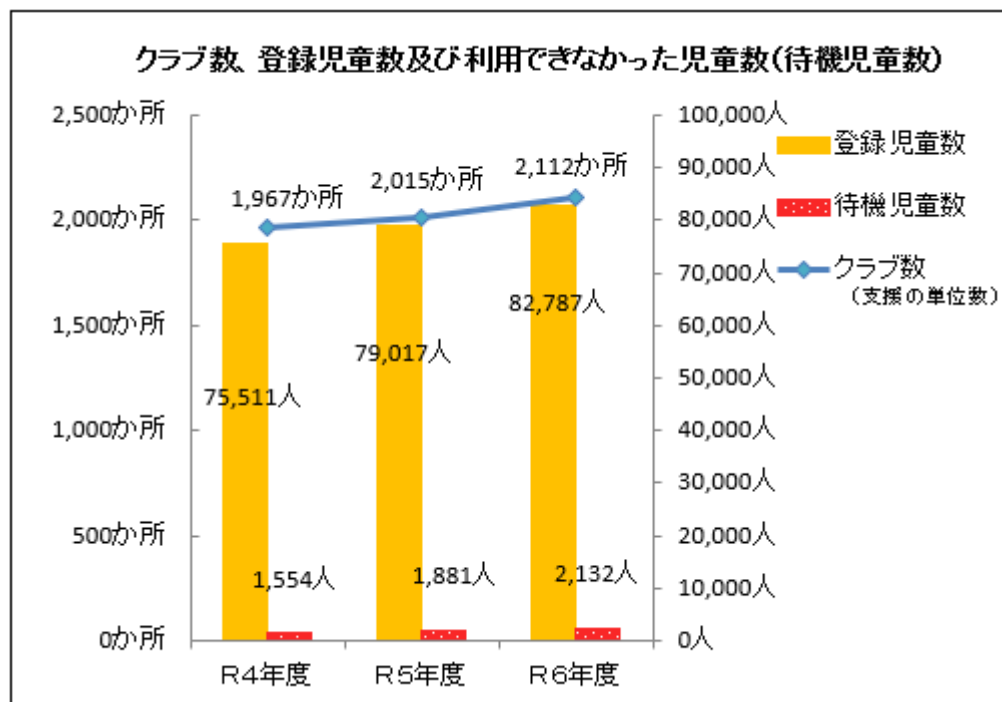
（1）クラブ数、登録児童数について

調査対象クラブ数（支援の単位数※）は、2,112 か所（実施状況調査と同対象。）で、対前年度（調査日 R5.5.1 こども家庭庁「実施状況調査」）比 4.8%増であった。

一方、登録児童数は 82,787 人で、前年度「実施状況調査」と比べ 4.8%増加している。

※支援の単位

「支援の単位」とは、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度から導入されたものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として、行うこととなった。



平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が本格施行されたことにより、対象年齢がそれまでのおおむね 10 歳未満から小学校 6 年生までに拡大され、クラブ数及び登録児童数が大幅に増加した。

待機児童については、令和 2 年度～令和 3 年度は減少し、令和 4 年度～令和 6 年度は増加した。令和 6 年度は前年度比 251 人増の 2,132 人の待機児童が発生した。

待機児童が発生する主な要因としては、制度改正に伴い対象学年が高学年へ拡大されたことで高学年の入所希望する家庭が増加したこと、保育所の入所受入枠の拡大が進み、保育所から引き続きクラブの利用を希望する家庭が増加していること、人口や児童数が増加していない地域においても申込率が増加したことなどが考えられる。

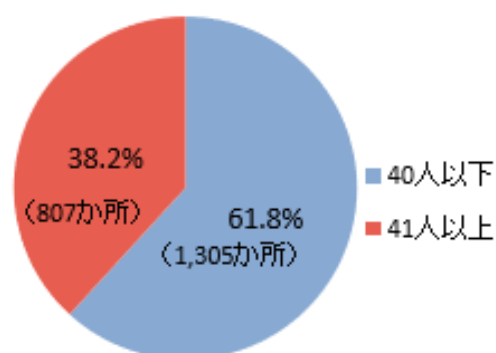
登録児童数のうち障害児の人数は、2,214 人で、前年度「実施状況調査」より 9.8%増加しており、登録児童数に占める割合は 2.7%となっている。（各年度 5 月 1 日現在 国「実施状況調査」から）

(2) 支援の単位の規模

40 人以下の適正規模である支援の単位は、2,112 か所のうち 1,305 か所で、全体の 61.8%であった。

一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーテーションで区切らずに実施している支援の単位は、2,112 か所のうち 607 か所で、全体の 28.7%であった。

児童数40人以下の支援単位



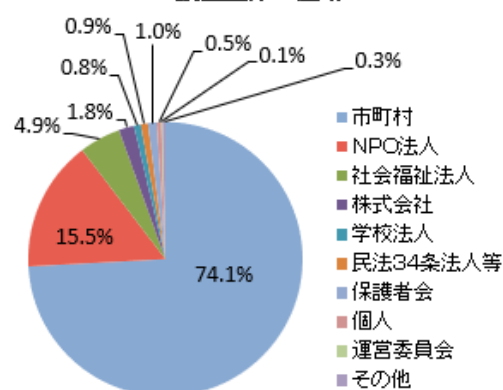
(3) 設置主体

設置主体は市町村が一番多く、2,112 か所のうち 1,566 か所で、全体の 74.1%を占めた。

次に多いのは NPO 法人で、327 か所で 15.5%、3 番目に多いのは社会福祉法人で、103 か所で 4.9%であった。

「その他」の内訳は、協同組合が 3 か所、有限会社が 2 か所などであった。

設置主体の種類



設置主体の種類	市町村	NPO法人	社会福祉法人	株式会社	学校法人	民法34条法人等	保護者会	個人	運営委員会	その他	合計
クラブ数(支援の単位)	1,566か所	327か所	103か所	38か所	17か所	18か所	22か所	11か所	3か所	7か所	2,112か所
割合(%)	74.1%	15.5%	4.9%	1.8%	0.8%	0.9%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	100.0%

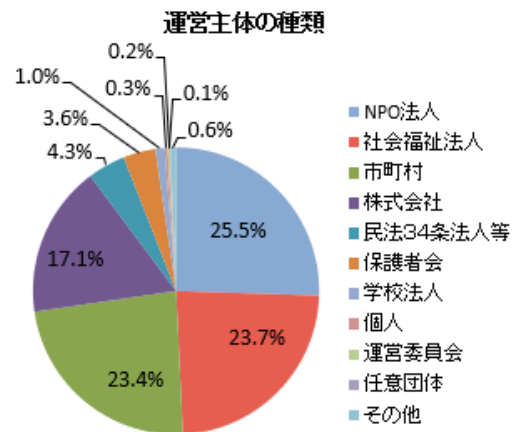
※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

(4) 運営主体

運営主体は NPO 法人が一番多く、2,112 か所のうち 539 か所で、全体の 25.5 %であった。

次に多いのは社会福祉法人で、501 か所で 23.7%、3 番目に多いのは市町村で、495 か所で 23.4%であった。

「その他」の内訳は、協同組合が 10 か所などであった。



運営主体の種類	NPO法人	社会福祉法人	市町村	株式会社	民法34条法人等	保護者会	学校法人	個人	運営委員会	任意団体	その他	合計
クラブ数(支援の単位)	539か所	501か所	495か所	361か所	90か所	77か所	22か所	7か所	5か所	2か所	13か所	2,112か所
割合(%)	25.5%	23.7%	23.4%	17.1%	4.3%	3.6%	1.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.6%	100.0%

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

2 支援の単位の状況

(1) 職員数（保育時の体制数）

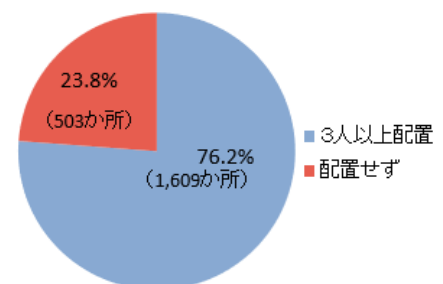
職員数（保育時の体制数）は平均 4.3 人であった。※障害児担当職員の兼務を含む

(2) 支援員の配置

支援員（有資格者）を 3 人以上（うち 1 人を除き補助員でも可）配置している支援の単位（※）は、2,112 か所のうち 1,609 か所で、全体の 76.2%であった。

（※児童数 20 人未満の場合は 2 人以上配置している支援の単位）

支援員3人以上配置クラブ
※児童数20人未満は2人以上



(3) 常勤（フルタイム）の職員数

(1) のうち、常勤（フルタイム）職員の人数（保育時の体制数）は平均 1.9 人であった。また、常勤職員を複数配置しているクラブは 2,112 か所のうち 1,265 か所で、全体の 59.9%であった。

※「常勤職員」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。

また、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する者は、上記にかかわらず「常勤職員」とする。

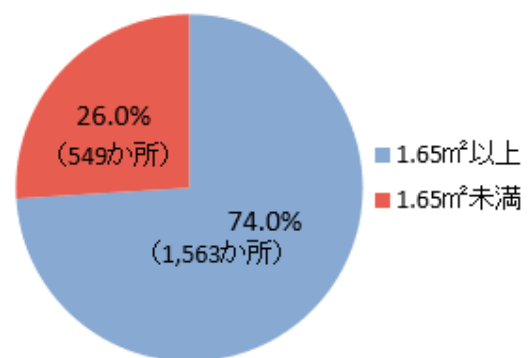
(4) 障害児在籍クラブ数、障害児担当職員配置状況

障害児が在籍している支援の単位は2,112か所のうち1,077か所で、全体の50.1%であった。その中で障害児担当職員を配置している支援の単位は920か所であった。

(5) 児童1人当たりの面積

児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている支援の単位は2,112か所のうち1,563か所で、全体の74.0%であった。

児童1人当たりの面積



3 利用料金

利用料金（おやつ代含む）の平均は7,993円であった。

4 点検

毎年、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている（又は行う・行わせる予定である）市町村は63市町村のうち59市町村で、全体の93.7%であった。

また、この点検を行っている市町村のうち、点検内容を公表している（又は公表する予定である）市町村は17市町村で、全体の27.0%であった。

点検の実施状況

